Q&A

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| QA | １１ | 【まめネットとはなんですか？】島根県が整備し、NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会が運用する県内の医療情報系のネットワークです。平成27年度から介護事業者向けのサービスも始まることとなりました。 |
| QA | ２２ | 【まめネットを利用するためには、どのような設備が必要ですか？】・ISDN以外のブロードバンド回線を利用したインターネット環境・しまね医療情報ネットワークを利用するためのパソコン・VPNルータ※既にお持ちのインターネット環境・パソコンでしまね医療情報ネットワークを利用される場合は、上記環境を別途用意頂く必要はありません。VPNルータについては、まめネット申し込み後、NTTデータにより各事業所に設置されます。 |
| QA | ３３ | 【まめネットの利用料金はかかりますか？】・接続の基本サービス料金がかかります。（オンデマンド　1,080円／月・VPNルータ含）・介護情報提供システム・ケアプラン交換システムは、在宅医療支援システム（介護系）として整備が進められており、平成27年度は、試行期間として無料とすることとされています。・平成28年度からの利用金体系については、機能や利用事業者数等を勘案して検討されることとなっています。 |
| QA | ４４ | 【オンデマンド接続サービス、VPNルータとはなんですか？】オンデマンド接続サービスとは、情報を参照される方がパソコンの画面から接続先を選択したとき（オンデマンド）に、インターネット上に仮想的な専用線（VPN）を構築し、安全な接続経路を提供するサービスです。VPNルータは、安全な接続経路を提供するために必要な機材です。 |
| QA | ５５ | 【現在のISDN回線はどうすればいいですか？】ISDN回線は、認定情報開示システム、国保連の請求システムなどで、これまで利用してきました。国保連の請求等の業務についても、インターネット回線による請求に切り替わることとなり、各事業所でも切り替えに向けて検討しているところだと思います。国保連への請求を既にインターネットによる請求に切り替えた事業所については、認定情報開示システム等のまめネットへの移行後は、ISDN回線は、必要なくなり、解約することが可能です。ただし、ISDN回線を利用して、FAXや電話を接続している場合は、引き続き必要な場合がありますので、事業所のネットワークや機器の保守事業者にご確認ください。 |
| QA | ６６ | 【申請などの問い合わせはどこにするといいですか？】●システム移行に関する問い合わせ先　　雲南広域連合介護保険課　資格認定係　和栗（TEL　0854-47-7342　FAX　0854-47-7344）●まめネットへの申請について　　島根県出雲市塩冶有原町2-19-3特定非営利活動法人　しまね医療情報ネットワーク協会　（TEL　0853-22-8058）<http://www.shimane-inet.jp/> |

Q&A

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| QA | １１ | 【現在の情報開示システムとはどのような機能ですか？】雲南広域内の居宅介護支援事業者に対して、ISDN回線を使用して、①認定調査結果、②主治医意見書、③介護認定審査会における審査判定結果及び審査会意見をPDFファイルで送付しているシステムです。 |
| QA | ２２ | 【情報開示システムはどのように変更になりますか？】雲南広域のシステムから、まめネットの介護情報提供システムへ移行することとなります。まめネットの介護情報提供システムにおいても、①認定調査結果、②主治医意見書、③介護認定審査会における審査判定結果及び審査会意見について、PDFファイルでの提供を予定しています。 |
| QA | ３３ | 【移行時期はいつですか？】平成27年7月を予定しています。現行のシステムについても、２～３か月程度は並行稼働させることとして検討しています。 |
| QA | ４４ | 【情報提供の事業所は拡大していますか？】雲南広域のシステムでは、広域内の居宅介護支援事業所に対して、認定情報について、①認定調査結果、②主治医意見書、③介護認定審査会における審査判定結果及び審査会意見について、PDFファイルで提供してきました。　今後は、GH、特養などの施設等でサービス計画を作成する必要がある事業者に対しては拡大することを予定しています。ただし開示依頼書については、これまでどおり提出いただくことになります。　また、まめネットに加入した事業所については、雲南広域内に限らず提供が可能となる予定です。 |
| QA | ５５ | 【有料老人ホームにも提供されますか？】雲南広域では、介護保険の事業所番号（医療機関等のみなし指定含）がある事業者で、サービス計画を作成する事業者に対して提供することを予定しており、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅については、提供予定がありません。なお、特定入所者生活介護等の要件を満たしている有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅には、提供が可能となります。 |
| QA | ６６ | 【事業所側で必要なソフトウェアがありますか？】　パソコンに標準的にインストールされているインターネットエクスプローラーを利用し、PDF等をダウンロードすることを想定しています。　特段のソフトウェアのインストールは必要ありません。　なお、PDFファイルの閲覧には、アクロバットリーダーが必要で、他のPDF閲覧ソフトには対応していません。 |
| QA | ７７ | 【広域連合への手続きは必要ですか？】まめネットへの接続等が完了後、別途申請をお願いすることとしています。※ホームページからダウンロードもできるようにしています。必要書類は以下のとおりです。・様式第２号　電子データによる情報提供（加入・変更・休止・中止）申請書　・個人情報保護に関する事業所の規定等の写し　・まめネットの接続が完了したことがわかる書類（工事完了報告書）　　 |